

## 議案第52号

### 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外)</p> <p>第13条 この条例の規定は、<u>鳥取市及び米子市の区域</u>については、適用しない。</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成9年7月1日から施行する。ただし、第17条の規定は、平成10年1月1日から施行する。</u></p>	<p>(適用除外)</p> <p>第13条 この条例の規定は、米子市の区域については、適用しない。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。ただし、第17条の規定は、平成10年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>(この条例の失効)</u></p> <p><u>2 この条例は、平成22年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前に鳥取市の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。